

様式例(用途面積 300㎡未満用)

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)	適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ 幅は、内法80cm以上			
		ロ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ 車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		(1) 手すりの設置			
		(2) 主たる階段の回り段の禁止			
		(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(4) 段は、識別しやすかつまずきにくいもの		
			ハ 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。		
			(1) 幅員は、内法120cm以上		
			(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
	3) 傾斜路	ホ	(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
			(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫					

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

●次の施設に該当する場合で、100㎡以上～300㎡未満の建築物は、上記項目について、新築等を行う区域の市町村の窓口へ届出が必要です。

第二種医療施設	無床診療所、施術所(鍼灸院、接骨院等)
第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、視聴覚障害者情報提供施設、障害福祉サービス事業を行う施設、共同作業所等
第二種官公庁施設	独立行政法人、公社の事務所
教育施設	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等
集会施設	集会場・公会堂等(市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等)、研修施設
興行施設	劇場、観覧場(陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等)、映画館、演芸場
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等
スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等
物品販売店舗	百貨店、マーケット、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等
飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等
サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、郵便局、金融機関、証券業、貸金業、質屋等
宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等
展示施設	展示場、資料館等
観光施設	展望所、休憩所、案内所(社寺、史跡を除く)
自動車車庫	建築物となる駐車施設

様式例(すべての建築物)

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)	適合欄	備考		
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ 幅は、内法80cm以上				
		ロ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし				
		ハ 車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)				
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		ロ 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ				
		ハ 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。				
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(1) 幅員は、内法120cm以上			
			(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保			
			(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
			(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
			(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
			(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
			(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫						
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		2 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ				
		3 幅は、内法120cm以上	イ 車椅子転回スペースの確保(末端及び50m以内ごと)			
			ハ 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		2) 傾斜路	4	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上		
				勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置					
	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置					
	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫					
	3) 各室の出入口	5	出入口の幅は、内法80cm以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)						
(4) 階段	階段	イ 手すりの設置				
		ロ 主たる階段の回り段の禁止				
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		ニ 段は、識別しやすくつまずきにくいもの				
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1 多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上				
		腰掛式便器、手すりの設置				
	2) 男子用小便器	2 多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上				
		床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、手すりの設置				
	3) オストメイト対応水洗器具	3	多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上			
			オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置			

(6) 車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房			多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上			
			イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置			
			ロ	出入口の幅は、内法80cm以上			
			ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ			
			ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器			
			ヘ	操作が容易な水栓器具			
			ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置			
			チ	車椅子使用者用である旨の表示			
			(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場のみの場合は除く)			多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数
イ	「(1) 出入口」に近い位置						
ロ	幅は、350cm以上						
ハ	車椅子使用者用である旨の表示						
ニ	床面は、水平面を確保						
2) 通路				「(2) 敷地内の通路」と同じ			
		イ		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)			
		ロ		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
		ハ		車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設			
		ニ		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路(自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)			
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設			
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
	2) 出入口から受付等(自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く)	2	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)			
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3	イ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
			ロ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
	4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4	イ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
			ロ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
(9) エレベーター	エレベーター		1	直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上			
			2	イ	籠の幅は、内法140cm以上		
				ロ	籠の奥行きは、内法を135cm以上		
				ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの		
				ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置		
				ホ	手すりの設置		
				ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
				ト	籠内に到着する階、戸の開鎖を知らせる音声装置の設置		
				チ	出入口の幅は、内法80cm以上		
				リ	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置		
				ヌ	籠内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示		
				ル	乗降ロビーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法150cm以上		
				ヲ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置		
				ワ	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(籠に設けられている場合を除く)		

(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1	車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下、かつ、その床面積が2.25㎡以下のもは、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの			
			イ	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
			ロ	籠の幅は70cm以上、奥行きは120cm以上		
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保		
		2	車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの			
				平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は1以上			
			車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮			
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1	公衆電話所を設ける場合は1以上			
			車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮			
	2) 出入口	2	幅は、内法80cm以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし 車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
(13) 券売機	券売機		券売機を設ける場合は1以上			
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路		改札口等を設ける場合は1以上			
			イ	幅は、内法80cm以上		
			ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸		
			ハ	段差の解消		
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く）	1	エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を1以上（2,000㎡以上：必置、2,000㎡未満：設ける場合は1以上）			
			イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
			ロ	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示		
	2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	2	点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用（2,000㎡以上：必置、2,000㎡未満：設ける場合は1以上）			
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合			
			客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合は200席ごとに1席加算した数（但し10席を超える場合は10席以上とする）			
			イ	幅は内法85cm以上、奥行きの内法120cm以上		
			ロ	床面は、水平面の確保 表面は、滑りにくい仕上げ		
		ハ	前面及び側面に、落下防止の措置			
	2) 出入口から客席への通路	2	3	幅は内法120cm以上		
				高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
				勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			

(17) 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上 (車椅子使用者用便所が設けられている場合は、 ロ及びニは除く)		
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮 した洗面器		
		ハ	操作が容易な水栓器具		
		ニ	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
(18) 浴室	浴室、脱衣室(客室 内は除く)		多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低 差なし		
		ニ	手すりの設置(常勤者により介護する場合は除 く)		
		ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ヘ	操作が容易な水栓器具		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室 (客室内は除く)		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以 上		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低 差なし		
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ	手すりの設置		
(20) 授乳場所	授乳場所		第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店 舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上 のものに1以上		
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設 置		
			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興 行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用 途面積2,000㎡以上のものに1以上		
			おむつ交換台を設置		
			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興 行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用 途面積2,000㎡以上のものに1以上		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子		便房内に乳幼児用の椅子を設置		
			客室数が50室以上の宿泊施設で、総客室数に50分 の1を乗じた整数以上の数を設置		
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上 車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低 差なし		
			出入口の段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機 等を併設する場合は除く)		
		ロ	客室内部に「(6)車椅子使用者用便房」の構造 のものを設置(別に車椅子使用者用便房を設けて いる場合は除く)		
(23) 客室	車椅子使用者用客室	ハ	客室内部に浴室を設ける場合「(18)浴室」の構 造のものを設置(別に車椅子使用者用浴室を設けて いる場合は除く)		
		ニ	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを 確保		

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例(その2)

特定生活関連施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考			
1 改札口	改札口						
		イ	改札口を設ける場合は1以上 幅は、内法80cm以上				
		ロ	戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸				
		ハ	段差の解消				
2 乗降場	乗降場、プラットフォーム						
		ニ	床面は、水平面の確保				
		1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		2	縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
		3	両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵の設置				
3 通路	(1) 通路						
		1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路						
		2	段を設ける場合は、「4 階段」に同じ				
		3	イ 幅は、内法120cm以上 ロ 傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 ハ エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保 ニ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置				
		4	イ 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上 ロ 勾配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下 ハ 踊場は高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 ニ 手すりの設置 ホ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ ハ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫				
	(3) 傾斜路						
		4	イ 手すりの設置 ロ 主たる階段の回り段禁止 ハ 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ ニ 段は、識別しやすくつまづきにくいもの ホ 階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
	4 階段	階段					
			イ	手すりの設置			
ロ			主たる階段の回り段禁止				
ハ			表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ				
ニ			段は、識別しやすくつまづきにくいもの				
ホ			階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
5 エレベーター			エレベーター				
					「3 (2)の通路」で傾斜路等により段差の解消が出来ない経路は、エレベーターを設置		
				イ	かごは床面積1.83㎡以上		
				ロ	かごの奥行きは、内法135cm以上		
				ハ	かごの平面形状は車いすの転回に支障がないもの		
				ニ	戸の開閉を確認できる鏡の設置		
				ホ	手すりの設置		
				ハ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
	ト	かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置					
	チ	出入口の幅は、内法80cm以上					
	リ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置					
	ヌ	かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示					
	ル	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法150cm以上					
	ヲ	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置(かごに設けられている場合を除く。)					
6 便所	(1) 腰掛式便器						
	1	多数の者が利用する便所に1以上 腰掛式便器、手すりの設置					
(2) 男子用小便器							
	2	多数の者が利用する男子便所に1以上 床置き小便器、手すりの設置					

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。
2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例(その3)
 特定生活関連施設整備項目表(道路)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考		
1 歩道	(1)歩道	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			
		2	幅員200cm以上(自転車歩行者道の場合は、幅員300cm以上)で100cm以上の平坦部分を確保			
		3	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた			
		4	横断勾配は、2%以下			
	(2)交差点部分及び縁石の切り下げ部分	5	イ	段差は、車いすが通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの		
			ロ	すりつけ勾配5%以下(やむを得ない場合8%以下)		
			ハ	すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を確保		
	(3)視覚障害者用誘導用床材	6	必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設(色は原則として黄色)			
(4)バス、タクシーの乗降場及びその付近	7	停留所付近その他必要に応じていすの設置場所を確保				
(5)滞留場所	8	横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保				
2 横断歩道橋等	横断歩道橋及び横断地下道	1	階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置			
		2	回り段の禁止			
		3	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		4	段は識別しやすくつまづきにくいもの			
		5	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設			

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例(その4)

特定生活関連施設整備項目表(公園等)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考			
1 出入口及び改札口	(1)出入口	1	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		ロ 幅は、内法120cm以上					
		ハ 縦断勾配は、8%以下					
		ニ 車いすが通過する際支障となる段差の解消					
	(2)改札口	ホ 車止め柵の柵と柵の間隔が90cm以上					
		2	改札口を設ける場合は1以上				
		イ 幅は、内法80cm以上					
		ロ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸					
2 園路	(1)園路	1	出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上				
		イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
		ロ 幅員は、内法120cm以上					
		ハ 縦断勾配は、8%以下、横断勾配はおおむね水平					
		ニ 縦断勾配4%以上の場合は50m以内毎に踏幅150cm以上の水平部分を確保					
		ホ 縁石の切り下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、段差の解消					
	(2)階段	ハ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた					
		2	イ 幅は、内法120cm以上				
		ロ 手すりの設置					
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
		ニ 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置					
		ホ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設					
	(3)併設の傾斜路	ハ	1) 幅は、内法90cm以上				
		2) 縦断勾配は、8%以下					
		3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置					
		4) 手すりの設置					
		5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
		6) 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設					
3 駐車施設	(1)車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数				
		イ 出入口に近い位置					
		ロ 幅350cm以上					
		ハ 車いす使用者用である旨の表示					
	(2)通路	ニ 水平面の確保					
		イ 「2 園路」と同じ					
		4 案内表示等	案内表示等	1	高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等		
				2	必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置		

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例(その5)

特定生活関連施設整備項目表(路外駐車場)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考
1 出入口	出入口	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ ロ 幅は、内法80cm以上 ハ 車いすで通過する際支障となる段差の解消 車いす使用者用駐車施設に至る通路は1以上		
2 通路	(1)通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ 1) 段を設ける場合は、幅は、内法120cm以上 2) 手すりの設置		
		高低差 3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ 4) 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置 5) 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		ハ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ふた		
		ニ 幅員は、120cm以上		
		ホ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	(2)傾斜路	ハ 1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上 2) 勾配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下 3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 4) 手すりの設置 5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ 6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
		イ 多数の者が利用する駐車場で、20台以上100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数		
		イ 出入口に近い位置		
		ロ 幅350cm以上		
		ハ 車いす使用者用である旨の表示		
		ニ 水平面の確保		
3 駐車施設	車いす使用者用駐車施設			

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)	適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ 幅は、内法80cm以上			
		ロ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ 車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(1) 幅員は、内法120cm以上		
			(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
			(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
			(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫					
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		3 イ	幅は、内法120cm以上		
			ロ 車椅子転回スペースの確保(末端及び50m以内ごと)		
		ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
			地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保		
	2) 傾斜路	4	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上		
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
3) 各室の出入口	5	出入口の幅は、内法80cm以上			
		車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(4) 階段	階段	イ 手すりの設置			
		ロ 主たる階段の回り段の禁止			
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ニ 段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
	2) 男子用小便器	2	腰掛式便器、手すりの設置		
			多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上		
			床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、手すりの設置		

(6) 車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房			多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上		
			イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			ロ	出入口の幅は、内法80cm以上		
			ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		
			ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
			チ	車椅子使用者用である旨の表示		
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場のみの場合は除く)			多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数		
			イ	「(1) 出入口」に近い位置		
			ロ	幅は、350cm以上		
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示		
			ニ	床面は、水平面を確保		
	2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路(自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)		
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)		
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		
	2) 出入口から受付等(自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く)	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)		
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		
	4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。